



平成 27 年 8 月 27 日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

課長 掛水 敏光

衛生専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088 - 885 - 6023

報道関係者 各位

## 平成 27 年度全国労働衛生週間の実施について 「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

平成 27 年度全国労働衛生週間(主唱者:厚生労働省、中央労働災害防止協会)は、10 月 1 日から 10 月 7 日までの本週間、平成 27 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの準備期間に

しよくばはつ こころ からだ けんこう ひろ けんこうしよくば  
**職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場**

をスローガンとして、全国で展開されます。(資料番号 1)

1 全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 66 回目を迎えます。

2 高知県の労働者の健康管理等に当たった課題について

少子・高齢、人口減少の急速な進行の中、それに歯止めを掛けるためにも高知労働局では新卒者・既卒者の就職の実現、若年者の職業的自立、女性の活躍促進、生涯現役社会、障害者雇用促進対策等に力を入れています。それを実現するための基盤は、それぞれの労働者が心身ともに健康で働ける職場を築くことが不可欠ですが、高知県では次のような課題があります。

(1) 少子・高齢化がもたらす労働者の高年齢化

高知県の推計人口(平成 27 年 1 月 1 日現在)によると、5 歳区分では 65 歳から 69 歳(62,534 人)が最も多く、次が 60 歳から 64 歳(56,853 人)となっており、高齢者が、健康で意欲と能力がある限り働き続けることができる社会の実現(生涯現役社会)が求められています。

(2) 定期健康診断結果の有所見率の高さ(表参照)

平成 26 年の定期健康診断結果報告のうち、過労死のリスクが高くなる高血圧、脂質異常、高血糖の有所見率は、全産業において全国平均を 4.41 ポイントから 4.79 ポイント上回っています。

また、産業別に見ると、製造業は全国平均を 7.71 ポイントから 13.27 ポイント、運輸業では全国平均を 7.09 ポイントから 9.00 ポイントと大きく上回っています。

血圧、肥満、血中脂質、血糖値の全てに異常所見があると診断された労働者が希望する場合、労災保険では保健指導を含む二次健診給付(平成 13 年から開始)を受けるこ

とができますが、平成 25 年度は全国の給付件数 31,723 件のうち、高知労働局管内では 2 件でした。

**表 血圧、血中脂質、血糖に係る定期健康診断結果報告による有所見率（平成 26 年）**  
（事業場数 586、労働者数 59,661 人）

	血 圧			血中脂質			血 糖		
	高知県	全国	差	高知県	全国	差	高知県	全国	差
全産業	19.49%	15.06%	4.43	37.10%	32.69%	4.41	15.20%	14.41%	4.79
製造業	27.83%	15.53%	12.30	45.90%	32.63%	13.27	18.60%	10.89%	7.71
建設業	21.29%	19.02%	2.27	35.88%	38.33%	- 2.45	13.43%	13.56%	- 0.13
運輸業	29.11%	22.02%	7.09	47.58%	38.58%	9.00	22.55%	14.68%	7.87
農林業	27.55%	22.78%	4.77	36.73%	39.23%	- 2.50	10.20%	15.90%	- 5.70
第三次産業	17.18%	13.73%	3.45	34.75%	31.78%	2.97	14.31%	9.54%	4.77

### 3 高知労働局における実施事項

高知労働局（局長 伊津野信之）では、この期間中に管内の4労働基準監督署とともに、労働災害防止団体及び独立行政法人労働者健康福祉機構高知産業保健総合支援センター（以下「産業保健総合支援センター」という。）等と連携して、健康管理の推進、メンタルヘルス対策、職業性疾病预防対策、受動喫煙防止対策等についての説明会など集中的な周知・啓発活動を実施します。

#### (1) 9月を「職場の健康診断実施強化月間」として集中的取組

高血圧等の定期健康診断における有所見率の低下に向けて、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び保健指導等の事後措置の実施を再徹底するために集中的な指導を実施します。（資料番号2）

#### (2) メンタルヘルス対策の推進

平成 27 年 12 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への周知など、産業保健総合支援センター（メンタルヘルス対策支援、地域産業保健センター）との緊密な連携を図りながら、各事業場においてメンタルヘルス対策の取組が行われ、労働者がメンタルヘルスカケアを受けられるよう指導を行っています。（資料番号3）

準備期間中は、労働災害防止団体、産業保健総合支援センター等と連携して、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度などメンタルヘルス対策等についての説明会を開催する等周知・啓発に努めます。（資料番号5）

また、本週間中の 10 月 2 日には、高知県立県民文化ホールにおいて、「第 49 回 高知県産業安全衛生大会」（高知労働局後援）の特別講演として、独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院勤労者メンタルヘルス研究センター長の小山文彦氏から『これからのメンタルヘルス ～ストレスチェック制度と二次・三次予防の実践に向けて～』と題して講演が行われます。（資料番号5）

#### (3) 9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として集中的取組

高知労働局においては、「高知労働局第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進していますが、対象事業場への集中的な指導や説明会の開催等を実施し、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。（資料番号4、資料番号5）

#### (4) 全国労働衛生週間説明会等を通じた周知・啓発

労働者の健康管理や職場環境改善等についての労働衛生週間説明会等を地区労働基準協会等と連携して開催します。（資料番号5）

**添付資料**

- 1 平成 27 年度全国労働衛生週間実施要綱 (資料番号1)
- 2 職場の健康診断実施強化月間 (資料番号2)
- 3 職場におけるメンタルヘルス対策 (資料番号3)
- 4 粉じん障害防止総合対策推進強化月間 (資料番号4)
- 5 平成 27 年度全国労働衛生週間の実施にかかる周知・啓発活動 (資料番号5)
- 6 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の創設(リーフレット)  
2015 年 12 月からストレスチェックの実施が義務になります。 (資料番号6)
- 7 こころのホットライン始まります！(リーフレット) (資料番号7)

## 平成 27 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 66 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成 26 年の精神障害の労災支給決定件数が 497 人（過去最多）、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が 277 人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約 2,200 人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているが、平成 26 年は前年から 105 人増加して 7,415 人となった。疾病別では腰痛が 186 人増加して 4,624 人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしている。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成 27 年 7 月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定める予定となっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、  
「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」  
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2. スロ - ガン

「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

## 3. 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間

とする。

#### 4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

#### 5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

#### 6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

#### 7. 実施者

各事業場

#### 8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

#### 9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

#### 10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

##### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓

## 練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

## (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

### 重点事項

#### ア 改正労働安全衛生法に関する事項

(ア) 平成 27 年 12 月 1 日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備

(イ) 平成 28 年 6 月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質 (SDS 交付義務対象物質) に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備

- a. 化学物質の取扱状況と安全データシート (SDS) の入手状況の確認
- b. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際の SDS の交付状況の確認
- c. 過去に実施した化学物質に係るリスクアセスメントの結果の確認又は過去に実施したことがない若しくは実施結果を確認できなかった場合のリスクアセスメントの実施

(ウ) 平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

- a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c. 支援制度 (専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成) の活用

#### イ その他の重点事項

(ア) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a. 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c. 4 つのメンタルヘルスカ (セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア) の推進に関する教育研修・情報提供
- d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・

早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（イ）過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

b. 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（ウ）職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に係る以下の対策の推進

a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施

c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

（エ）溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底

b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底

労働衛生3管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

（ア）労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

（イ）総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

（ウ）衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

（エ）危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

（オ）現場管理者の職務権限の確立

（カ）労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

イ 作業環境管理の推進

（ア）有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
  - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進
  - 「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施
  - (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
    - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
    - (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
    - (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進
  - (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

#### 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
  - (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
    - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
    - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
    - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - d. 離職後の健康管理
  - (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- イ 熱中症予防対策の徹底
  - (ア) 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見



#### 直し及び単独作業の回避

- (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
- ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
- エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- カ V D T 作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる V D T 作業における労働衛生管理対策の推進
- キ 化学物質中毒対策等の徹底
  - (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
  - (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
  - (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
- ク 石綿障害予防対策の徹底
  - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
  - (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
  - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
  - (エ) 離職後の健康管理の推進
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

#### 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

# 第66回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

**職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場**

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

### 1 重点事項

- (1) 改正労働安全衛生法に関する事項
  - ① ストレスチェック制度に関する取組への準備
  - ② 一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
  - ③ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (2) その他の重点事項
  - ① 労働者の心の健康の保持増進ための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
  - ② 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
  - ③ 職場における腰痛予防対策の推進
  - ④ 溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
- (7) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しんなど）に関する理解と取組の促進

### 2 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進

### 3 作業の特性に応じた事項

- (1) 粉じん障害防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底
- (3) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (4) 騒音障害防止対策の徹底
- (5) 振動障害防止対策の徹底
- (6) VDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (7) 化学物質中毒対策などの徹底
- (8) 石綿障害予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏症などの防止対策の推進

### 4 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 主な取組事項・支援体制

### 産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、産業保健サービスを提供しています。  
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

### 受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

### 腰痛予防対策

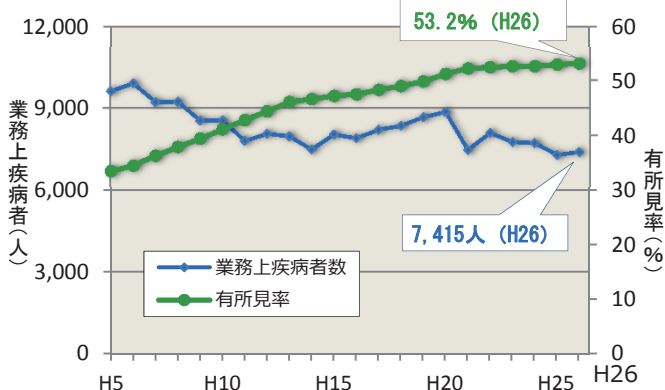
休業4日以上の職業性疾病のうち、約6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした講習会を実施しています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei02.html)

### 化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei03.html>

労働衛生の現状：業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/h26.html>

### メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト  
(QRコード)



### 過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

### <第12次労働災害防止計画>

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）と15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei21/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei21/index.html)

# 職場の健康診断実施強化月間

## 日本再興戦略 改訂2014

(平成26年6月24日閣議決定)

- ・テーマの一つとして「国民の「健康寿命」の延伸」
- ・疾病の予防・早期発見を図ることが重要
- ・「健診受診率の向上」が目標として掲げられている



## 職場の健康診断実施強化月間

(9月、労働衛生週間準備期間)

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施の再徹底のために集中的・重点的な指導等を実施

## 《労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等イメージ図》

### 定期健康診断の確実な実施 (法第66条第1項)



小規模事業場での実施率が低い

10人～29人 84.5%

30人～49人 95.7%

「平成22年労働安全衛生基本調査(厚生労働省)」

### 定期健康診断結果に基づく事後措置等

#### 健康診断の結果、異常の所見のあった労働者について 医師からの意見聴取 (法第66条の4)



- ・事業者は医師の意見を勘案して作業の転換、労働時間の短縮等就業上の措置 (法第66条の5)

#### 医師又は保健師による保健指導の実施 (法第66条の7) 努力義務

保健指導：日常生活での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等

### 定期健康診断結果に基づく事後措置等

労働者50人未満の小規模事業場の方が対象

- ・ 県下4地域に産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)において、小規模事業場の事業者や、そこで働く人を対象に産業保健サービスを無料で提供
  - ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
  - イ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
  - ウ メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - エ 長時間労働者に対する面接指導
  - オ 個別訪問指導(医師などによる職場巡視)

# 職場におけるメンタルヘルス対策

## 《 第12次労働災害防止計画における目標 》

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

## 《 職場のメンタルヘルスの現状（全国） 》

平成26年中における自殺者の総数は25,427人で、自殺者数のうち28.2%が勤労者で、その原因・動機が「勤務問題」にあるものが2,227人（内閣府 自殺の統計）

精神障害等による労災認定件数は高い水準で推移

平成24年度：475件、平成25年度：436件、平成26年度：497件

メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は47.2%（平成24年労働者健康状況調査）



## 《 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 》

ストレスチェック制度（法改正）

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成27年12月1日施行）により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務付ける制度が創設されました。（労働安全衛生法第66条の10）  
労働者50人未満の事業場については当分の間、努力義務。

事業場における基本的取組事項

- 衛生委員会での調査審議
- 事業場内体制の整備
- 教育研修の実施
- 職場環境等の把握と改善
- 不調者の早期発見・適切な対応
- 職場復帰支援

「労働者の心の健康保持増進のための指針」（平成18年3月31日付け公示第3号）に基づく取組の促進）  
「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成27年4月15日付け公示第1号）に基づく取組の促進）



労働局・労働基準監督者による事業場に対する指導等

産業保健総合支援センター

- メンタルヘルス対策についての周知啓発
- メンタルヘルス対策支援  
事業者、産業保健担当者等からの相談対応  
個別事業場への訪問指導の実施  
職場の管理監督者等に対する教育研修の実施  
職場復帰支援プログラムの作成支援
- 地域窓口（地域産業保健センター）  
メンタルヘルス不調についての相談

こころのホットライン（メンタルヘルス不調、過重労働健康障害等の電話相談）

# 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

## 第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画（平成25年～29年）

### 「高知労働局 第8次粉じん障害防止総合対策推進強化5か年計画」を策定し、取組を推進

#### 取組の重点事項

- ・ アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- ・ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ・ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ・ 離職後の健康管理



### 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月）

- ・ 団体等、事業場に対する《関係団体等、事業場における実施事項》の実施についての呼びかけ
- ・ 集中的な指導の実施及び説明会の開催等周知啓発の実施



### 《関係団体等、事業場における実施事項》

基本的事項	《関係団体等、事業場における実施事項》	取組の自主点検の実施
アーク溶接作業、岩石等の裁断作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、自主点検実施の援助</li> <li>・ 講習会、セミナーの開催</li> <li>・ 月間中のパトロールの実施</li> <li>・ 平成24年4月施行の改正粉じん則等に基づく措置の周知</li> <li>・ セミナー等の実施</li> <li>・ 特別教育等での指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「粉じんの対策の日」の設定</li> <li>・ じん肺健診の実施</li> <li>・ 健康管理教育、特別教育の実施</li> <li>・ アーク溶接作業が粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具の使用が必要であることの掲示</li> <li>・ 局排、プッシュプル型換気装置の設置</li> <li>・ 呼吸用保護具の着用の徹底</li> </ul>
金属等の研磨作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー等の実施</li> <li>・ 特別教育等での指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局排、プッシュプル型換気装置の設置</li> <li>・ 局排等の検査、点検の実施</li> <li>・ 作業環境測定の実施</li> <li>・ 呼吸用保護具の着用の徹底</li> <li>・ たい積粉じん対策の推進</li> </ul>
ずい道等建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知</li> <li>・ 「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知</li> <li>・ 特別教育の受講勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ガイドライン」に基づく対策の徹底</li> <li>・ 粉じん養生に係る措置の実施</li> <li>・ 換気装置等による換気の実施等</li> <li>・ 粉じん濃度測定の実施</li> <li>・ 呼吸用保護具（電動ファン付呼吸用保護具等）の使用</li> </ul>
離職後の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理手帳制度の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ じん肺有所見者への健康管理教育</li> <li>・ 離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知、ガイドブックの配布</li> </ul>

## ➤ 平成 27 年度全国労働衛生週間の実施にかかる周知・啓発

### 1 全国労働衛生週間説明会の開催について

高知県内の各労働基準監督署において、事業場を対象に各地区労働基準協会と合同で全国労働衛生週間説明会を次のとおり開催することとしていますので、是非ご来場ください。(無料)

#### 説明会日程

##### 高知労働基準監督署・高知労働基準協会

日 程	時 間	場 所
平成 27 年 9 月 8 日 (火)	13 時 30 分～	本山町プラチナセンター
平成 27 年 9 月 9 日 (水)	13 時 30 分～	いの町枝川コミュニティセンター
平成 27 年 9 月 10 日 (木)	13 時 30 分～	南国市保健福祉センター
平成 27 年 9 月 11 日 (金)	13 時 30 分～	高新文化ホール

##### 須崎労働基準監督署・須崎労働基準協会

日 程	時 間	場 所
平成 27 年 9 月 9 日 (水)	13 時 30 分～	窪川四万十会館
平成 27 年 9 月 10 日 (木)	13 時 30 分～	越知町民会館
平成 27 年 9 月 11 日 (金)	13 時 30 分～	須崎市立市民文化会館

##### 四万十労働基準監督署・四万十労働基準協会

日 程	時 間	場 所
平成 27 年 9 月 7 日 (月)	13 時 30 分～	中村地区建設協同組合会館
平成 27 年 9 月 8 日 (火)	13 時 30 分～	土佐清水商工会議所
平成 27 年 9 月 9 日 (木)	13 時 30 分～	宿毛市総合社会福祉センター

##### 安芸労働基準監督署・安芸労働基準協会

日 程	時 間	場 所
平成 27 年 9 月 1 日 (火)	13 時 30 分～	室戸市保健福祉センター
平成 27 年 9 月 2 日 (水)	13 時 30 分～	田野町ふれあいセンター
平成 27 年 9 月 3 日 (木)	13 時 30 分～	安芸市民会館
平成 27 年 9 月 4 日 (金)	13 時 30 分～	野市町ふれあいセンター

## 2 全国労働衛生週間に行われる大会

### 第49回 高知県産業安全衛生大会【主催者 高知県労働災害防止団体協議会】

日時 平成27年10月2日(金) 13時00分～(開場(受付開始)12時30分～)

場所 高知県立県民文化ホール(グリーンホール) 高知市本町4丁目3-30

プログラム 安全衛生表彰、特別講演他

#### (1) 第1部

- ・ 開会式・表彰式(13時30分～13時55分)

#### (2) 第2部

- ・ 特別講演(14時00分～14時30分)

～職場の安全～ 「玉掛けと合図」

講師：小松建設株式会社

常務取締役 和田 義幸 氏

- ・ 特別講演(14時30分～16時00分)

これからのメンタルヘルス

～ストレスチェック制度と二次・三次予防の実践に向けて～

講師：独立行政法人労働者健康福祉機構

東京労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター

センター長 小山 文彦 氏

#### 講師プロフィール

小山文彦(こやまふみひこ)

独立行政法人労働者健康福祉機構本部研究ディレクター

東京労災病院勤労者メンタルヘルス研究センター長・治療就労両立支援センター部長

医学博士、精神保健指定医、日医認定産業医、日本精神神経学会専門医・指導医・精神保健に関する委員、日本産業精神保健学会理事、日本産業ストレス学会理事、日本精神科産業医協会理事、日本職業・災害医学会評議員・労災補償指導医などを務める。著書に、『主治医と職場間の連携好事例30 - 治療と仕事の『両立支援』メンタル不調編』(労働調査会、2015年)、『ココロブルーと脳ブルー-知っておきたい科学としてのメンタルヘルス-』(産業医学振興財団、2011年)、『治療と仕事の『両立支援』メンタル不調編-復職可判断のアセスメントツールと活用事例20-』(労働調査会、2013年)、『働く人のうつ、疲労と脳血流変化-画像で見るうつ、疲労の客観的評価-』(保健文化社、2009年)などがある。

取材をお待ちしております。事前の申込みは不要です。

全国労働衛生週間の具体的な取組み等についてのお問い合わせは、  
高知労働局労働基準部健康安全課(088-885-6023)までお願いします。

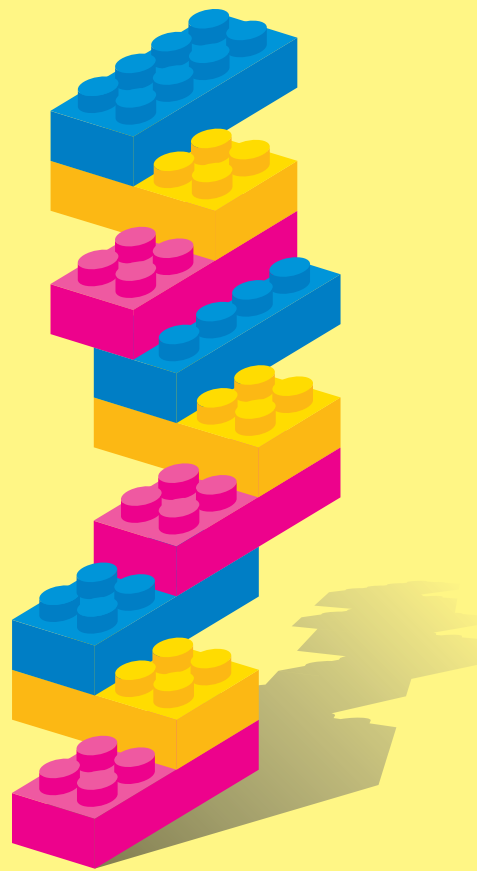


事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

# 2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務※になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

従業員の  
こころの負担が  
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、  
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ☑ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行きましょう。
- ☑ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

**こころの耳** 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

# 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。  
(平成27年12月1日施行)

## ストレスチェック制度の概要

### ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。  
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

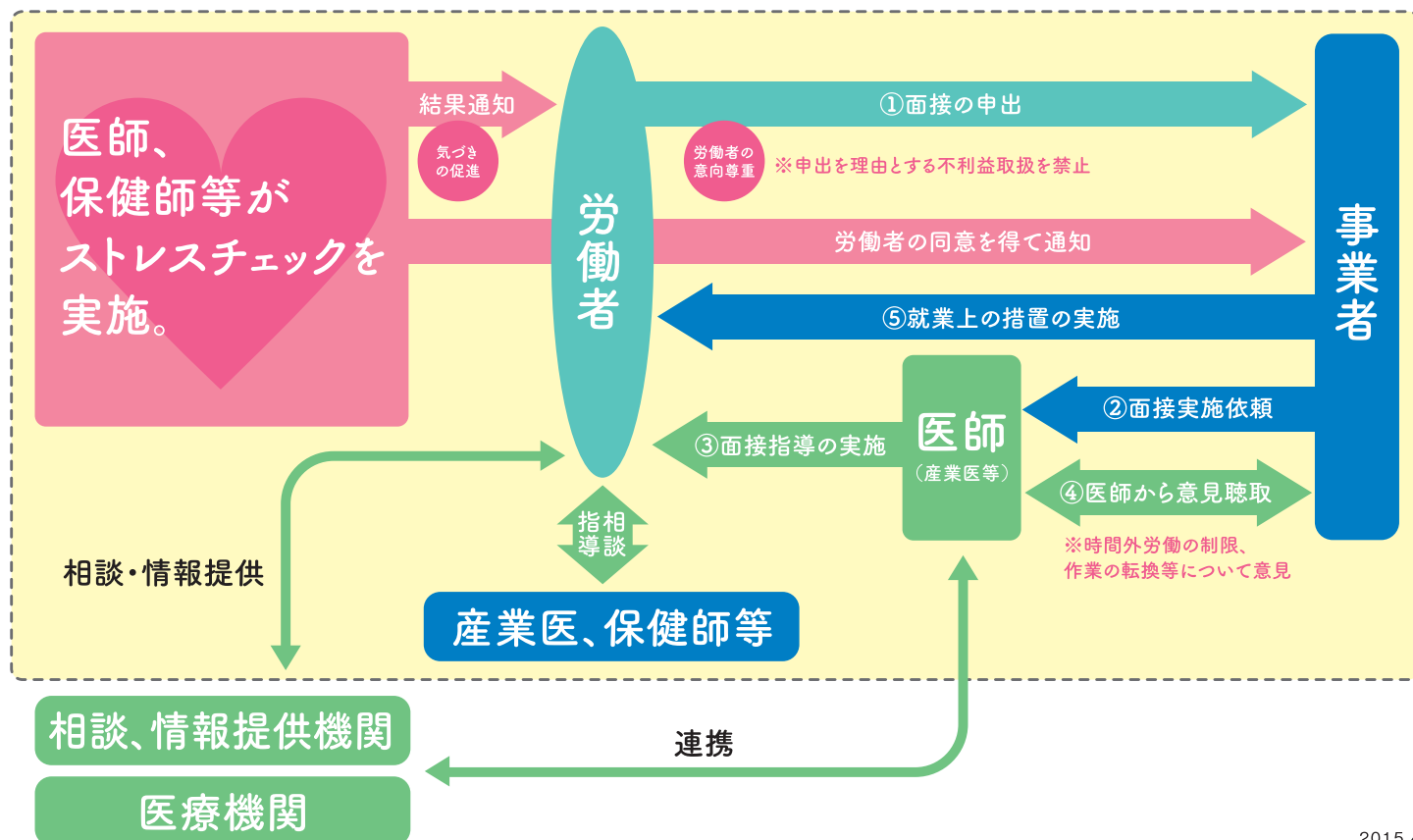
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

### 面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

## ストレスチェック制度の流れ



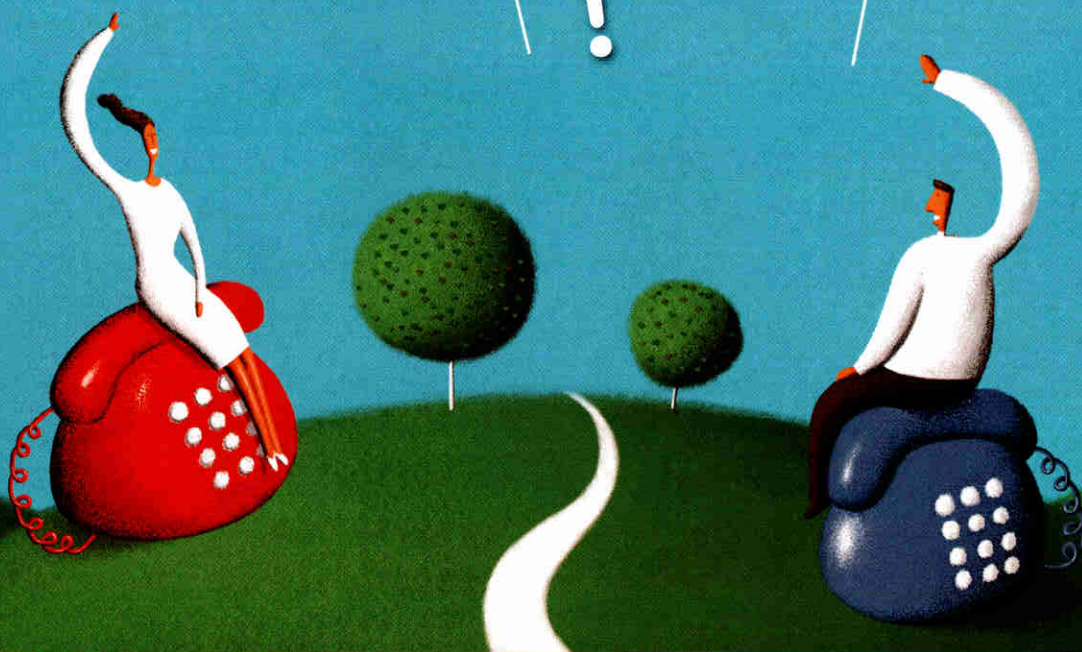
2015年  
9月1日  
から

こころほっと  
ライン  
が始まります！

メンタル  
ヘルスの  
不調

過重労働  
による  
健康障害

ストレス  
チェック  
制度



働く人のメンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害に関する  
電話相談「こころほっとライン」

0120-565-4555

月・火 / 17:00~22:00、土・日 / 10:00~16:00 ※祝日、年末年始を除く

2015年9月1日から

始まります!

# こころほっとライン

## メンタルヘルス不調などの相談に対応

こころほっとラインでは、全国の労働者の皆様やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのご相談を電話でお受けいたします。メンタルヘルス不調や、2015年12月から新たに実施されるストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、お悩みなどをご相談ください。プライバシーは厳守いたしますので、どうぞ安心してご利用ください。

**【専用ダイヤル】** 0120-565-455 (無料)

**【受付日時】** 月・火 17:00 ~ 22:00

土・日 10:00 ~ 16:00

※祝日・年末年始を除く

**【ご利用者】** 労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

### こんな相談ができます

#### メンタルヘルス不調のこと

- こころの悩みについて
- 人間関係の悩み・仕事の悩みについて

#### ストレスチェック制度のこと

- ストレスチェックを受ける方法について
- ストレスチェックの結果の内容について
- ストレスチェックの結果に基づいて医師の面接指導を受けることについて
- ストレスチェック結果等の個人情報の管理方法やプライバシー保護の配慮方法について
- ストレスチェックをめぐる不利益取り扱いについて

#### 過重労働による健康障害のこと

- 長時間労働による健康への影響について
- 事業場における健康管理の状況について
- 長時間労働の削減等の対策について

